

これからどうなる!? 経済安保法一暴走を止めるために今知るべきこと

「セキュリティクリアランスとは何か」井原 聡（東北大学名誉教授）

井原聡と申します。先ごろよく聞くようになりました「セキュリティクリアランス (SC)」について簡略に紹介をさせていただきます。

セキュリティ・クリアランスとは「連邦政府の直接雇用者、民間請負業者の個人が秘密情報を取り扱う適性があることを政府が認定すること」とされています。つまり連邦政府の職員もしくは連邦政府と連携する民間事業者の資格となっています。

- 1) 機密指定制度があり
- 2) 大統領令で定められます。
- 3) 申請には三つのランク (Top Secret 最高機密、Secret 極秘、Confidential 秘) があり、ランクに応じて給与がかなり違うようです。
- 4) 資格申請者は身上調査を受けるのですが、国防カウンターインテリジェンス・保全庁が一元的に実施しております。調査内容は

- ① 暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与
 - ② 外国との関係
 - ③ 犯罪歴
 - ④ 民事訴訟
 - ⑤ 情報通信関係の比達歴
 - ⑥ 薬物の濫用
 - ⑦ 精神の健康状態
 - ⑧ アルコールの影響
 - ⑨ 信用状態
 - ⑩ 知人の連絡先、家族・同居人に対して氏名、生年月日、国籍、住所、社会保障番号等
- 申請者本人との面談、友人や同僚、家主、隣人等への照会。ポリグラフ検査を実施する行政機関もある。ソーシャルメディアの情報活用。
- それでは研究者・技術者はどうかかわるのかということですが。

Ⅱ 米国のセキュリティクリアランス制度と研究者

1950 年以降は軍事研究以外に機密指定が拡大されていきます。

1982 年、全米科学アカデミー等が設置した研究者委員会が提言をするということで

- 機密指定とキャンパス外研究施設使用を提言しています。
- 科学技術の発展に研究成果の自由な発表やオープンな研究環境が不可欠
- 明らかに国家安全保障と関係のない基礎的な研究の機密指定を禁止
- 基礎研究の場合、研究成果は原則として政府による公開制限を受けない
- 大学では機密指定された研究を一般のキャンパス内で行うことを禁止
- 物理的に離れた研究施設でセキュリティクリアランスを受けた研究者、管理者、建物で研究実施

Ⅲ 日本の特定秘密保護法

戦後の日本では

1954年の「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」特別防衛秘密からはじまります。

米国から供与された装備品等の秘密です。

次いで日米防衛特許協定が結ばれ、「防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流のためであります。

日本では2013年多くの反対を無視して「特定秘密保護法」が強硬採決されました。これはもう皆さんがよく知っているものです。

特定秘密とは防衛・外交・特定有害活動の防止・テロリズムの防止に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが安全保障に著しい支障を与えるものとされました（第3条第1項）

Ⅳ 適性評価制度

特定秘密保護法は、特定秘密を取り扱う業務に従事する者を、適性評価によって特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限定しています。（第11条）

①暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与

②外国との関係

③犯罪歴

④民事訴訟歴

⑤情報通信関係の比の字が違っていますが、否定の非ですが、非違歴

⑥薬物の濫用

⑦精神の健康状態

⑧アルコールの影響

⑨信用状態

⑩知人の連絡先そして本人の同意を得て家族・同居人に対して氏名、生年月日、国籍、住所、社会保障番号等の記載が求められます。しかし、これには一応運用を監視する情報監視審査会というのがあります。どの程度の役割を果たしているのかわかりませんが、左側の表は特定秘密保護法上の行政機関、右側は特定秘密指定権限を持つ行政機関です。

なお、報告書によると、

2021年中の行政機関職員の適正評価者数 26,485人 適合事業者従業者数 1,117人合計 27,602人

Ⅴ 日米共同研究とセキュリティクリアランス

さて、日本のSCの導入ですが、直近では

2020.12.6 セキュリティクリアランスの提起は自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部（経済安保法を提起した組織）やその他経済産業省などありますが、

本年1月2022.1.7 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表では

新興技術について日米で緊密に連携するということで

「人工知能、機械学習、指向性エネルギー及び量子計算、重要な新興分野」

「極超音速技術に対抗するための将来の協力」

「共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力」

研究者を動員する→適正評価制度と切り離してセキュリティクリアランスをとということになり、従来、公務員や自衛隊の特定秘密にかかわる職員に対して適正評価が行われてきましたが、研究者・技術者を対象とする必要が出てきたわけです。

VI 経済安全保障重要技術と研究者

5月に成立した経済安保法では SC は慎重にということで立憲や他の党との見解がまとまらず SC を入れることを断念して法を成立させました。そこで、

米国のセキュリティクリアランス制度と整合的でなければ共同研究はできない。

特定秘密保護法の適性評価制度は防衛・外交・特定有害活動防止・テロリズムの防止することも可能となっているのですが、国際的な認証は困難ということで、経済安全保障重要技術育成プログラム+特定重要技術（先端技術 emerging technology）←(財)シンクタンク機微技術：軍事に用いられる可能性の高い技術）とりあえず、罰則を科した守秘義務付きの情報開示をしようということになったわけです。

国際的共同研究に SC が不可欠

例 2019.12.9 SC 資格者の研究者をとということで「量子協力に関する東京声明」（日米共同声明）が出され「知的財産の保護、安全かつ包括的な研究環境、研究における厳密さや規範、研究セキュリティ及び管理負担の軽減を推進する誠実な協力に着手すること」とされました。

この際、相手国の SC 制度の検証および日本側研究者が SC を持っていて米国防省の SC も実施するというものです。

研究協議会→研究者(複数)→SC 発行要請(身上書・申請)→**審査(社団法人担当)**→犯罪履歴チェック→法務省
研究者(複数)←SC 発行可否審査結果通知 ←**確認(社団法人担当)**←チェック結果通知←法務省

問題点 身上調査の予算と人員

↑ シンクタンク

民間人への罰則規定、プライバシー保護の見地から国家が情報収集をすることは問題

研究成果の非公開は研究発展の原動力、研究成果が学術上評価されない

研究協議会から離脱したときの問題点(代表者、従事者)←ユネスコの提言と矛盾

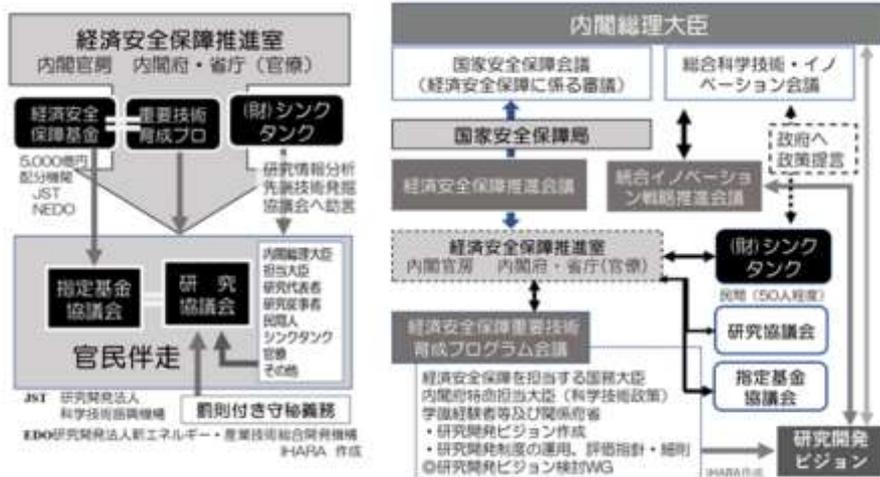
研究協議会に若手研究者(学生、大学院生、オーバードクタ)が組織されるときの問題

特定秘密と経済安保の機微情報の違いは?また罰則の違いと SC 違反の対処

SC 実施するための物理的施設 内調、警視庁、公安調査庁…乏しい大学のキャンパスが監視エリア

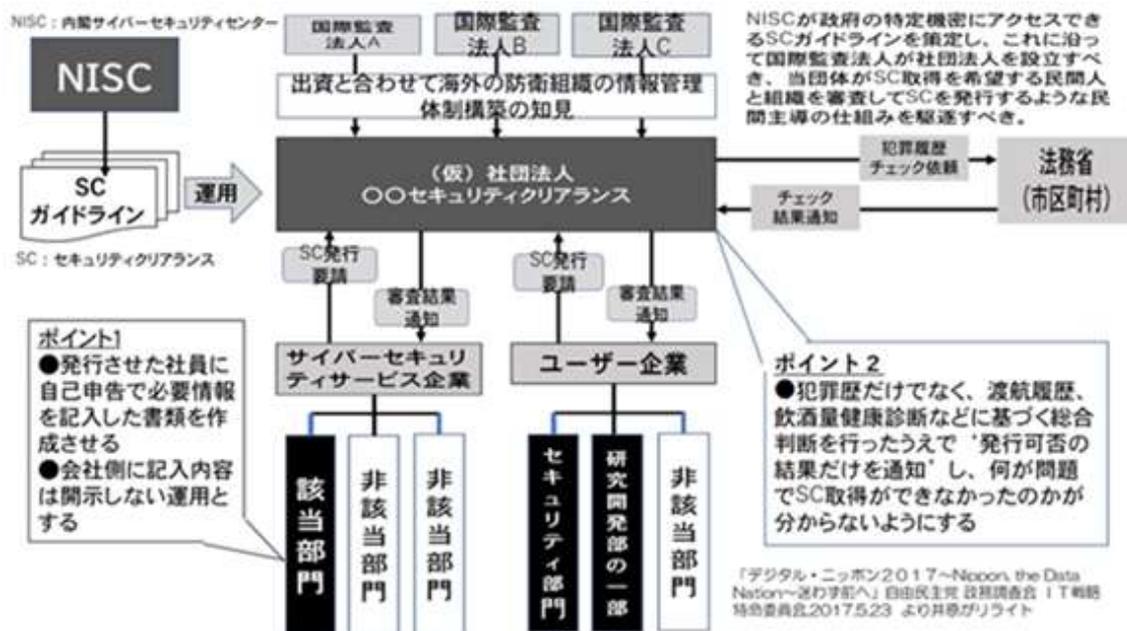
対抗する規制委員会などの研究者側の支援組織

SC 制度を監視する対抗的組織がない



この図は政府が日本の科学技術を管理・運営する形で、研究者やアカデミアまでを統制しようとするものとして描いたものです。

↑ 経済安保法による研究協議会、シンクタンクおよび重要技術育成プログラムの関係図



セキュリティクリアランスの申請、SC 発行の流れ（民間事業者想定）

この図は民間事業者を想定した SD 資格制度を自民党政務調査会が「デジタル、日本 2017」で描いたものをリライトしたものです。研究者にも適用できそうなものです。ここでは国際監査法人例えば（PwC あらた有責任監査法人）プライスウォーターハウスクーパース（PwC: PricewaterhouseCoopers）は、ロンドンを本拠地とし、世界 157 カ国 742 拠点に 276,000 人のスタッフを擁する世界最大級のプロフェッショナルサービスファームである

ロシアのオルガルヒを擁護していることがウォールストリートジャーナルで暴露されてもいます。